三浦市議会議員政治倫理審査会記録
（草間議員議員・第８回）

○日　　時　　令和７年10月31日　午前10時01分～午前10時08分
○場　　所　　第一会議室
○審査事項　　必要な措置について
○出席委員　　委 員 長　　長島満理子
　　副委員長　　下田　　剛
　　委　　員　　森谷久一郎、寺 田 一 樹、出 口 景 介、石 﨑 遊 太、千 田 征 志、
　　小 林 直 樹
○出席議会事務局職員　　福田正雄議会事務局長、長島ひろみ議会総務課長、
　　高田美緒議事グループリーダー

○委員長　　ただいまより三浦市議会議員政治倫理審査会を開きます。

本日は、政治倫理条例第９条第４項により議長への審査結果報告をする際に必要な措置を勧告することについての協議をしたいと思います。

ご意見がありましたらお願いいたします。

○委員　　今回の政治倫理審査会における請求者からの発言と、当事者草間議員からの発言、市長からの発言を聞いて鑑みた結果、草間議員の土下座発言に対してはふさわしくない発言だとは思いますけれども、本人も反省しておりますし、市長としても罰則等は考えていないという発言がございましたので、私としては厳重注意が妥当だと思います。以上です。

○委員　　３者への聴取を行った結果、当該議員の不適切な発言については認められたものの、それをめぐっての市長と議員の間における議場でのやり取りに関しては、双方の、お互いの理解が認められたというところで、やはり議会として政治倫理条例第４条第１号、その品位と名誉を損なうような一切の行為をというところで、土下座という言葉がやはりよくないということを判断いたしまして、今後、議会の品位を守るために、厳重に注意というところで判断させていただきたいと思います。以上です。

○委員　　いろいろ議論がありましたけれども、土下座を強要したということではなくて、土下座という発言自体に対してやはり不適切であるというところで、必要な措置ということでは、議長から対象議員に対して厳重注意をすべきだというところが必要かと思います。以上です。

○委員　　皆さん言われるように、土下座という言葉自体は不適切であり、厳重注意を求めたいと思います。

それと、議員の発言権――発言する権利というのは認められなければいけないけど、不適切な言葉については責任を持って注意しなければいけない。発言するに当たって一人一人注意しなけ

ればいけないというふうに考えます。以上です

○委員　　私も皆様と同様に、土下座という不適切な言葉を議場で使ったということについては、よろしくないというふうに思いますけれども、草間議員も反省されており、市長へ謝罪したということもあり、市長もそれに対して議員辞職するとか委員長を辞任するとかということまでは求めていないということもあり、総合的に判断すると議長から口頭によって厳重注意をするのが妥当かなというふうに判断いたします。以上です。

○委員　　今回、こうやって請求者の方から請求書が出されまして、審査会として審査をしてきました。その中で、請求者の方は委員長の辞職あるいは議員の辞職、そういったことを求めておりました。ただ、この審査会を通じて聴取をした中で、草間議員も一定の否は認めておりましたし、また、発言を受けた市長のほうも、そこまで草間議員に対して厳しいことを求めるような発言はありませんでしたので、総合的に考えて、議長からの厳重注意が妥当だと思っております。以上です。

○委員　　私も皆さんの意見も踏まえて、あと３者の意見も踏まえまして、議長からの口頭による厳重注意が妥当かと思います。以上です。

○委員長　　皆さんからご意見を頂きましたので、ここでお諮りいたします。

今回の件に関しまして必要な措置といたしましては、議場内における不適切な発言があったことが認められたため、草間議員に対して議長から口頭による厳重注意を行うことを議長に勧告したいと思いますが、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）　では、ただいまのとおり決しました。

ただいま必要な措置に関することまで協議が終わりましたので、この後は審査結果の報告に関する協議を行うことになります。

これまでの審査内容を報告書にまとめる必要がありますので、本日の審査は以上で終了することにいたします。

次回の開催は、11月13日午後１時からといたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で三浦市議会議員政治倫理審査会を散会します。ご苦労さまでした。